

# アウトドアツーリズム推進体制強化事業に係るコンテンツ開発促進支援業務 業務委託仕様書

一般社団法人 山口県観光連盟

## 1 業務名

アウトドアツーリズム推進体制強化事業に係るコンテンツ開発促進支援業務

## 2 委託期間

契約締結の日から 2025(令和7)年3月31日まで

## 3 事業目的

山口ならではのアウトドアツーリズムの推進に資する、体験コンテンツの開発等を検討する観光地域に対し、専門家によるワークショップの開催など、コンテンツ開発の促進に向けた一貫通貫の伴走型支援を実施することで、本県への誘客促進と観光消費の向上を図る。

## 4 事業実施主体

(一社) 山口県観光連盟 (以下、「観光連盟」という。)

## 5 業務の内容

### (1) 体験コンテンツ開発促進に向けたワークショップの開催等

#### ① 運営業務

- ア 県内観光地域(2地域)における、体験コンテンツ開発促進に向けたワークショップ(以下、「ワークショップ」という。)を企画、開催する。
- イ 県内観光地域及びワークショップ参加者(市、県、観光協会等観光団体、関係事業者)は観光連盟及び山口県が決定する。
- ウ ワークショップは、現地において、下記5(2)で規定する外部専門家(以下、「専門家」という。)を交えて、1観光地域あたり3回開催する。(1回あたり半日~1日)。
- エ ワークショップには、フィールドワークを含めることとし、当該観光地域の現状と課題の整理、コンテンツ開発企画、コンテンツ商品化に向けた検討など、体験コンテンツ開発等を促進する内容とする。
- オ ワークショップとは別日に、専門家を交えて、1観光地域あたり2回以上のオンライン協議を開催する(1回あたり2時間~1日)。オンライン協議は、ワークショップで扱う内容を中心に、観光地域の要望に応じた内容とする。
- カ 部会を開催する観光地域の状況により、部会開催内容等を変更する事情が生じた場合は、上記ア~オに関わらず、委託者と受託者とで協議・合意の上、実施内容を変更することができるものとする。
- キ ワークショップ及びオンライン協議は、令和7年2月末を目途に完了するものとする。

#### ② 事務局の体制

事務実施担当者及び業務を調整・統括するコーディネーターを配置し、観光連盟との連絡調整を行うこと。コーディネーターは、観光コンテンツの開発に関する一般的知見や調整能力を有する経歴を持つ者とし、部会におけるファシリテーターの役目を担うこととする。

## (2) 外部専門家の派遣

ア 受託者は、コンテンツの開発に係る専門的な知見・ノウハウを有し、具体的な指導・助言を行うことができる専門家を選定する。

なお、専門家は、本業務の実施に関し、専門的知見、能力を有するに足る経歴を持つ者とし、選定にあたっては、事前に委託者と協議を行うこととする。

イ 専門家は、上記5(1)に記載するワークショップやオンライン協議において、観光地域における課題把握から、コンテンツ開発に向けた調査、コンテンツ商品化に向けた検討等に係る指導・助言を行う。

ウ 専門家の派遣に係る費用(専門家への謝金、交通費、専門家が用意する資料に係る経費等)は受託者が負担する。

## (3) その他(独自提案事項)

上記(1)～(2)の必須提案事項と連動し、前述「3 事業目的」に沿った本事業の効果を高めると考えられる独自提案事項がある場合は、企画提案すること。

ただし、実施に要する経費は、必須提案事項に要する経費と併せて、委託料の上限の範囲内とする。

## 6 業務実施計画書の提出

受託者は、契約締結後、速やかに本委託業務の実施計画(実施体制、事業内容、スケジュール等)を作成し、委託者に提出する。また、計画を変更しようとする場合には、速やかに委託者の承認を受ける。

## 7 業務完了後の提出書類

受託者は本業務完了後、速やかに以下の内容を記載した業務報告書を提出すること。

- ・業務の実施内容及び成果
- ・委託業務の支出費目別内訳
- ・その他委託者が業務の確認に必要と認める書類

## 8 著作権等の取扱い

著作権をはじめ、本業務の成果品における一切の権利は、委託者に帰属する。また、成果品に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、受託者は、当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行う。

なお、第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、すべて受託者の責任と費用負担で対応する。

## 9 委託料の支払い

原則、精算払いとし、受託者は、契約期間終了後、委託業務の成果や支出の費目別内訳等を記載した業務報告書を提出し、検査に合格したときは、委託者に委託料の支払いを請求することができる。

## 10 再委託の可否

原則として本業務を第三者に委託してはならない。ただし、本業務の一部委託について、委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。その場合、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、委託者

の承諾を得なければならない。

なお、再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受託者の責任において解決すること。

## 11 委託上限額

4, 510, 000円（消費税及び地方消費税を含む）

## 12 その他

- (1) 受託者が当該業務のために準備・作成した資料は、観光連盟が著作権を有し、二次使用を行う場合がある。
- (2) 受託者は委託者と連絡調整を充分に行い、円滑に業務を実施すること。
- (3) 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに委託者に報告し協議を行い、その指示を受けること。
- (4) 本契約の範囲内において、この仕様書に記載のない事項については、関係者において協議し、決定する。